

第 1 期葛飾区障害児福祉計画の策定について

1 策定の趣旨

平成 28 年 6 月の児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされたため、「第 1 期葛飾区障害児福祉計画」を策定する。

【平成 30 年 4 月 1 日施行 改正児童福祉法抜粋】

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(3～9 略)

2 計画の位置づけ

第 1 期葛飾区障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」として位置づけ、平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年を計画期間とする。

3 計画に定める事項

(1) 必須事項

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 任意事項

- ・ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ・ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 国の「基本指針」について

(1) 主なポイント

- ・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- ・ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置
- ・ 障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築

(2) 成果目標に関する事項（平成 32 年度までの目標）

- ・ 児童発達支援センターを、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置
- ・ すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保
- ・ 医療的ケア児の支援のため、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

5 「第 1 期葛飾区障害児福祉計画」の策定スケジュールについて（予定）

「葛飾区障害者施策推進計画策定委員会」において内容を検討し、パブリックコメントの実施を経て、平成 30 年 3 月に策定する。

平成 29 年 6 月	第 1 回策定委員会	（基本指針について）
9 月	第 2 回策定委員会	（計画概要案について）
11 月	第 3 回策定委員会	（計画素案について）
12 月	パブリックコメント	
平成 30 年 1 月	第 4 回策定委員会	（計画案について）
3 月	計画策定	

なお、第 1 期葛飾区障害児福祉計画は、上記のスケジュールにより、葛飾区障害者施策推進計画（平成 30 年度～35 年度）及び第 5 期葛飾区障害児福祉計画（平成 30 年度～32 年度）と併せて策定するものである。